

平成 28 年度 第 1 回神奈川県いじめ問題対策連絡協議会（議事録）

日時： 平成 28 年 6 月 20 日（月） 14 時 00 分から 16 時 00 分まで

会場： かながわ県民センター 301 会議室

1 開会

2 あいさつ

- ・委員の皆様から、事例に関する様々な取組の紹介や貴重な意見や提言をいただき、課題を共有することを通じて、「オール神奈川」としていじめ防止対策を推進している。
- ・県教育委員会としても、いじめ防止に係る様々な取組を着実に実施していくことで子どもたちの大切な命を守っていきたいと考えている。

3 座長選出

- ・前座長の退任に伴い、田代教育局長を新座長に選出する。

4 報告

(1) 本連絡協議会の経緯及び経過について

- ・本協議会の経緯を説明。
- ・大きな社会情勢等の変化はなく、現状としていじめ問題対策に係る条例化について、議論の必要はないことを改めて確認した。

(2) 神奈川県いじめ防止対策調査会の答申について

- ・「いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策に係る県教育委員会の取組」の諮問事項について、平成 28 年 1 月 28 日、神奈川県いじめ防止対策調査会から答申がでた。
- ・県教育委員会では、答申の趣旨を生かした施策の立案・実施に向けて、現在検討を進めている。

(3) 不登校重大事態に係る調査の指針について

- ・平成 28 年 3 月に文部科学省より、不登校重大事態に係る調査の指針が示された。
- ・学校は、児童・生徒が不登校重大事態の目安となる 30 日間の欠席前から、背景の調査などを始め、当該の教育委員会に状況を相談すべきという指針である。
- ・学校、教育委員会で行う調査はあくまで、児童・生徒の学校復帰への支援と再発防止が目的である。

5 協議「平成 28 年度いじめ防止対策の推進について」

(1) 神奈川県いじめ防止基本方針に位置付けた施策・措置の取組状況について

- ・事務局より説明。

(2) 各機関・団体の取組について

- ・第三者委員会に弁護士が委員になることが増えている。手続きには、1、2ヶ月かかることがあり、重大案件が起きる前に準備することが大切である。
- ・いじめのアンケートでは、無記名式でも学校全体の実態は把握できる。いじめの兆候が見えてきた時、機を逃さず記名式で再調査を行うことで、事案の解決につながる。
- ・学校では、SNSに関するトラブルが多く課題となっている。トラブルをかかえて登校してくる生徒は、朝の様子の変化で分かり、担任が気づいて対応した例がある。
- ・SOSミニレターには、「学校の先生、友達、お父さんやお母さんにも相談できません」と書く子どもが非常に多い。秘密の厳守と気軽に相談できる取組のため、意義があるものになっている。
- ・中高年男性の自殺が減っている一方、児童・生徒の自殺が相対的に高止まりしている。自殺の原因の一つとして、いじめがあってはならない。連携して子どもたちの心身の健康、健全な発育を支援していくことが大切である。

6 事例発表及び情報交換

(1) 事例発表「伊勢原市立中学校のネットいじめ防止に係る取組」

- ・伊勢原市の中学生のネットいじめ防止に対する取組について、生徒代表総会を中心に中学生自らで話し合いを行った。
- ・事前に、中学生自らが各中学校の携帯やネット使用状況等をアンケートで調査し、生徒自身で現状把握を行った。
- ・最終的に、「伝え合おう 大切なこと 互いの声で」と「スマートフォンを スマートに～大切なのは自制心～」の2つのスローガンを創り上げた。
- ・現在は、学校独自のマナーづくりや美術部によるポスター作成による広報活動など、取組が広がっている。

(2) 情報交換

- ・ネットいじめは深刻な問題であり、医学的にみても、子ども自身がコミュニケーションを自主的にコントロールできない状況になっている。インターネットの功罪も深刻に考え、学校や教育委員会、PTA、精神科医など、みんなが深刻に考えなければいけない。

- ・ SNSのトラブルは、大人にも子どもにも同じ責任を求めているが、子どもに責任能力を求めるのはおかしい。企業などに責任を持たせるような方向性について、全国的な運動を作っていくことが必要と考える。

7 その他

- ・ 今後の予定等